

扱 い

**10/6（水）世界遺産条約関係省庁
連絡会議終了後（12時メド）**

報道発表



平成22年10月6日

<外務省同時発表>

我が国の世界遺産暫定一覧表への追加記載について

本日開催の世界遺産条約関係省庁連絡会議（構成：外務省、文化庁、環境省、林野庁、水産庁、国土交通省、宮内庁）において、「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」及び「百舌鳥・古市古墳群」を我が国の世界遺産暫定一覧表へ追加記載することが了承されましたので、お知らせいたします。

なお、暫定一覧表を近日中にユネスコ世界遺産センターへ提出の予定です。

<担当> 文化庁文化財部記念物課

課 長 串田 俊巳（内線2873）

世界文化遺産室長 三谷 卓也（内線4784）

課 長 補 佐 伊藤 明子（内線2874）

主任文化財調査官 本中 眞（内線2881）

係 長 坂本 真樹（内線2877）

電話：03-5253-4111（代表） 03-6734-2877（直通）

「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」について

(※主題・構成資産については、今後推薦書作成までに見直していく予定)

1. 概 要

「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」は、400年以上にわたって国内外の金・銀の採掘技術・手法を導入し、発展させることにより、採鉱から製錬に至る一連の鉱山技術・鉱山経営手法に基づく文化的伝統が形成された。遺跡・建造物・鉱山都市・集落として継承され、他のアジア地域の鉱山においては今や見ることのできない希少な人類の歴史の物証である。

2. 顕著な普遍的価値

- ① 400年以上にわたり国内外の採掘技術・手法を導入・発展させることにより、一連の鉱山技術・鉱山経営手法に基づく文化的伝統を形成し、一群の遺跡・建造物・鉱山都市・集落として継承された。それは、アジアの他地域の鉱山においては今や見ることのできない極めて希少な物証である。
- ② 近世から近代にかけての鉱山技術及び鉱山経営手法の導入・発展の各段階を代表する技術の集合体としての傑出した類型である。
- ③ 近代以前の採鉱から製錬に至る一連の鉱山技術及び鉱山経営手法が、明治維新後の西洋鉱山技術の導入により、佐渡においてさらなる変容・発展をとげ、国内及びアジアの鉱山開発にも影響を与えた。
- ④ 佐渡鉱山において製造された金貨幣が、江戸幕府の社会・経済体制の重要な基盤を成すとともに、佐渡鉱山から産出した金が明治以降においても政府の基盤を成し、結果的に金本位制を基準とする国際経済にも大きな影響を与えた。

3. 主な構成資産（所在地：新潟県、佐渡市）

相川金銀山遺跡（国指定史跡）、西三川砂金山跡、鶴子銀山跡、新穂銀山跡、笹川集落ほか



相川金銀山遺跡（大立竪坑）



相川金銀山遺跡（道遊の割戸）

「百舌鳥・古市古墳群」について

(※主題・構成資産については、今後推薦書作成までに見直していく予定)

1. 概 要

百舌鳥・古市古墳群は大阪平野の南半部に位置し、4世紀後半から6世紀前半に営まれた日本最大の面積・規模の古墳を含む古墳群である。世界最大の面積を誇る仁徳天皇陵古墳をはじめ、日本第2位の規模である応神天皇陵古墳、第3位の規模である履中天皇陵古墳が含まれ、他の古墳群と比較して傑出した位置を占めている。

また、巨大な前方後円墳だけでなく、中・小型の古墳も数多く含まれるなど、古墳群そのものに階層構造が認められ、古墳群が当時の政治的構造を反映するという独特の文化的伝統の代表例である。

したがって、日本の古代国家形成過程を示す巨大記念工作物であるとともに、古墳群の構造そのものが当時の社会構造を反映する独特の文化的伝統の物証であり、列島各地における文化的伝統のあり方および価値観の交流を表す顕著な事例であるといえる。

2. 顕著な普遍的価値

- ① 3世紀～6世紀末の日本列島に造営された数多の古墳群の規範的存在であり、首長層の古墳造営に係る価値観の交流を示すものである。
- ② 3世紀～6世紀末の日本列島に存在した、古墳の規模・形態・意匠に当時の政治・社会支配の構造を反映するという独特の文化的伝統の代表的な事例である。
- ③ 本古墳群は、世界最大の面積を有する古墳が含まれるなど、世界のいくつかの地域で古代国家形成期に築造された他の巨大記念工作物にも比肩する資産として位置づけられる。

3. 主な構成資産（所在地：大阪府、堺市、羽曳野市、藤井寺市）

百舌鳥古墳群：仁徳天皇陵古墳、履中天皇陵古墳 など

古市古墳群：応神天皇陵古墳 など



仁徳天皇陵古墳

世界遺産について

1. 世界遺産条約（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約）

(1) 条約の目的

文化遺産及び自然遺産を人類全体のための世界の遺産として損傷、破壊等の脅威から保護し、保存することが重要であるとの観点から、国際的な協力及び援助の体制を確立すること。

(2) 経 緯

昭和47（1972）年 第17回ユネスコ総会において採択
 昭和50（1975）年 条約発効
 平成4（1992）年 我が国において条約締結のための国会承認及び条約発効
 平成22（2010）年 8月現在、締結国数187カ国

2. 世界遺産一覧表への記載プロセス

- ① 各締約国は、世界遺産一覧表への記載推薦の候補を記載した「暫定一覧表」を提出する。
- ② 各締約国は、「暫定一覧表」の記載物件のうち、「世界遺産一覧表」に記載する準備が整ったものを世界遺産委員会へ推薦する。これに対し、世界遺産委員会が、「世界遺産一覧表」への記載の可否を決定する。

3. 世界遺産委員会の動向

- ① 世界遺産の総数が、平成22年8月現在、911件（文化遺産704件、自然遺産180件、複合遺産27件）となっている。
- ② このため、世界遺産委員会では、管理可能な規模とするために、各年における新規の記載遺産数を極力抑制する施策がとられている。
- ③ このような傾向はさらに強まる傾向にあり、記載の審議は厳しさを増している。

4. 我が国の世界遺産一覧表記載物件（文化遺産11件、自然遺産3件）

	記載物件名	所在地	暫定一覧表記載年	世界遺産一覧表記載年	区分
1	法隆寺地域の仏教建造物	奈良県	4年	5年12月	文化
2	姫路城	兵庫県	"	"	文化
3	屋久島	鹿児島県	"	"	自然
4	白神山地	青森県、秋田県	"	"	自然
5	古都京都の文化財 (京都市、宇治市、大津市)	京都府、滋賀県	"	6年12月	文化
6	白川郷・五箇山の合掌造り集落	岐阜県、富山県	"	7年12月	文化
7	原爆ドーム	広島県	7年	8年12月	文化
8	厳島神社	広島県	4年	"	文化
9	古都奈良の文化財	奈良県	"	10年12月	文化
10	日光の社寺	栃木県	"	11年12月	文化
11	琉球王国のグスク及び関連遺産群	沖縄県	"	12年12月	文化
12	紀伊山地の霊場と参詣道	三重県、奈良県、和歌山県	13年	16年7月	文化
13	知床	北海道	16年	17年7月	自然
14	石見銀山遺跡とその文化的景観	島根県	13年	19年7月	文化

5. 我が国の暫定一覧表記載物件（文化遺産13件、自然遺産1件）

【文化遺産】

[平成4年]

- ① 「古都鎌倉の寺院・神社ほか」（神奈川県）
- ② 「彦根城」（滋賀県）

[平成13年]

- ③ 「平泉-仏国土を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群-」（岩手県）※平成22年1月推薦書を提出。

[平成19年]

- ④ 「富岡製糸場と絹産業遺産群」（群馬県）
- ⑤ 「富士山」（静岡県・山梨県）
- ⑥ 「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」（奈良県）
- ⑦ 「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」（長崎県）
- ⑧ 「国立西洋美術館（本館）」（東京都）

[平成21年]

- ⑨ 「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」（北海道・青森県・岩手県・秋田県）
- ⑩ 「九州・山口の近代化産業遺産群」（福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・鹿児島県・山口県）
- ⑪ 「宗像・沖ノ島と関連遺産群」（福岡県）
- ⑫ 「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」（新潟県）【※今回追加】
- ⑬ 「百舌鳥・古市古墳群」（大阪府）【※今回追加】

【自然遺産】

[平成19年]

- ・「小笠原諸島」（東京都）※平成22年1月推薦書を提出。

世界文化遺産の登録までの手続き等

暫定一覧表に追加すべき資産について、

- ◆文化審議会文化財分科会世界文化遺産特別委員会
- ◆文化審議会文化財分科会
- ◆世界遺産条約関係省庁連絡会議において決定



世界遺産への推薦候補を記載した「世界遺産暫定一覧表」を世界遺産委員会に提出



推薦準備作業（顕著な普遍的価値の証明、文化財指定・選定等）



準備が整った資産から順次推薦を決定

- ◆文化審議会文化財分科会世界文化遺産特別委員会
- ◆文化審議会文化財分科会
- ◆世界遺産条約関係省庁連絡会議において決定



世界遺産委員会へ推薦書（暫定版）提出 [毎年9月30日期限]
(※ 世界遺産センターによる形式審査)



世界遺産委員会へ推薦書（正式版）提出 [1月末まで]



専門家で構成された国際非政府機関（イコモス：国際記念物遺跡会議）による審査 [約1年半の審査]
(※ この間にイコモスによる現地審査含む)



イコモスによる評価結果の勧告（例年5月）



世界遺産委員会で登録の可否を決定 [推薦翌年の6～7月]

〈 世界遺産委員会の決議は、次の4区分 〉

- ① 記載 (Inscription) : 世界遺産一覧表に記載するもの。
- ② 情報照会 (Referral) : 追加情報の提出を求めた上で次回以降の審議に回すもの。
- ③ 記載延期 (Deferral) : より綿密な調査や推薦書の本質的な改定が必要なもの。推薦書を再提出した後、約1年半をかけて再度イコモスの審査を受ける必要がある。
- ④ 不記載決議 (Decision not to inscribe) : 記載にふさわしくないもの。例外的な場合を除き再推薦は不可。